

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	平貴地区農用地利用改善組合 (大岡、北山崎、高木、山崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月12日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・集積率は高いが平貴管内営農が3人、それ以外の農業者は2人、管外営農4名という現状であり、集約においてはすぐに実施できない状況である。
- ・5~10年先の耕作面積予想は減少傾向であり、担い手の減少と、現時点においても他地区の地権者が替地として購入するケースが発生しており、今後地域計画策定(集積・集約)を行う上でも耕作地の条件に格差があり、他支部の担い手とも含めて、話し合っていく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

米を主要作物としつつ、麦、大豆の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした地域の農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農用地利用改善組合・農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農用地利用改善組合及び相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を近い将来、計画する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】